

# 兵庫県公報

平成21年8月4日 火曜日 第2104号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 平成21年度採石業務管理者試験の実施（工業振興課）	1
○ 特定計量器所在場所定期検査の実施（同）	2
○ 土地改良区役員の住所変更の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	3
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課）	4
○ 家畜伝染病の発生（同）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	4
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	5
○ 新住宅市街地開発事業の事業計画の変更認可（都市計画課）	5
○ 道路の位置指定の取消し（建築指導課）	6
<b>公 告</b>	
○ 兵庫県労働委員会委員に任命した者（労政福祉課）	6
○ 新住宅市街地開発法第27条第2項に基づく工事完了公告（都市計画課）	7
○ 入札公告（県立大学）	7
<b>収用委員会告示</b>	
○ 収用の裁決手続開始決定	9
<b>公安委員会告示</b>	
○ 警備業法に基づく直接検定の実施	12
<b>正 誤</b>	
○ 平成21年3月31日付け兵庫県公報第14号外中	13

## 告 示

### 兵庫県告示第883号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により、平成21年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成21年8月4日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 試験日時

平成21年10月9日（金）午前10時から正午まで

#### 2 試験場所

神戸市中央区下山手通4丁目18番2号  
兵庫県職員会館 1階多目的ホール

#### 3 試験科目

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）

#### 4 受験手続

- (1) 提出書類

ア 受験願書 1通

用紙は、兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課、県土整備部土木局砂防課、各県民局商工担当課・土木事務所及び尼崎港管理事務所・姫路港管理事務所並びに姫路市役所家島事務所において配布する。

イ 写真 1 枚

手札形とし、出願前 6 月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものとする。

(2) 受付期間

平成21年 9 月 1 日 (火) から同月24日 (木) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)

なお、郵送の場合は簡易書留とし、平成21年 9 月24日 (木) までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号  
兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課皮革・産業振興係

(4) 手数料

8,000円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、受験願書受付後の手数料は返還しない。

5 合格者の発表

平成21年10月末までに試験の結果を書面で各受験者に通知する。

6 受験についての問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課皮革・産業振興係  
電話 (078) 341-7711 内線 2245  
(078) 362-4159 (直通)



兵庫県告示第884号

計量法 (平成 4 年法律第51号) 第19条第 1 項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則 (平成 5 年通商産業省令第70号) 第39条第 1 項第 1 号から第 4 号までに該当する質量計に係る所在場所定期検査を次のとおり実施する。

平成21年 8 月 4 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
洲本市、芦屋市、豊岡市、西脇市 (黒田庄町の区域を除く。)、三木市吉川町、高砂市、加西市、篠山市、養父市、南あわじ市、淡路市、川辺郡、美方郡	平成22年 3 月10日 (水) から同月31日 (水) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の期間で別に通知する期日	その質量計の所在の場所



兵庫県告示第885号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の住所変更の届出があった。

平成21年 8 月 4 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

中筋北部土地改良区

役員の区分	氏 名	旧 住 所	新 住 所
理 事	石 田 敏 三	豊岡市伏464番地	豊岡市伏225番地の 3



**兵庫県告示第886号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成21年 8 月 4 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**中筋北部土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	大 字 健 一	豊岡市清冷寺1721番地
同	岡 田 喜 良	同 市八社宮204番地
同	門 間 広 海	同 市清冷寺20番地
同	関 修 三	同 市清冷寺1791番地
同	揚 倉 謙 介	同 市清冷寺1557番地
同	野 澤 操 一	同 市加陽1196番地の 1
同	大 字 強	同 市清冷寺1599番地の 3
同	石 田 敏 三	同 市伏225番地の 3
同	小 西 豊	同 市八社宮216番地の 1
同	中 嶋 隆 幸	同 市加陽1303番地
監 事	小 西 正 章	同 市八社宮211番地
同	西 村 敏 彦	同 市伏233番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	大 字 健 一	豊岡市清冷寺1721番地
同	岡 田 喜 良	同 市八社宮204番地
同	門 間 広 海	同 市清冷寺20番地
同	関 修 三	同 市清冷寺1791番地
同	揚 倉 謙 介	同 市清冷寺1557番地
同	大 字 強	同 市清冷寺1599番地の 3
同	石 田 敏 三	同 市伏225番地の 3
同	小 西 豊	同 市八社宮216番地の 1
同	中 嶋 隆 幸	同 市加陽1303番地
同	西 浦 勝 治	同 市加陽1109番地
監 事	小 西 正 章	同 市八社宮211番地
同	西 村 敏 彦	同 市伏233番地



**兵庫県告示第887号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成21年 7 月21日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成21年 8 月 4 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所

ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	上松東池地区	平成21年 8 月 4 日から 同 月 24 日まで	三 木 市 役 所 吉 川 支 所
-----------------------------	--------	-------------------------------	----------------------



**兵庫県告示第888号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、次の雄牛について、種畜証明書を交付した。

平成21年 8 月 4 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

飼養者の住所及び氏名又は名称	名 前	品 種
朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター	満清波、石義丸、宮菊城	黒毛和種



**兵庫県告示第889号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成21年 8 月 4 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 家畜伝染病の種類	結核病
2 家畜の種類	牛（ホルスタイン種）
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	疑似患畜 1 頭
4 発生場所	洲本市
5 発生年月日	平成21年 7 月 10 日
6 その他参考となるべき事項	ツベルクリン検査により発見



**兵庫県告示第890号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年 8 月 4 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（街区多角点の復旧測量）
- 2 作業期間  
平成21年 7 月 9 日から同月 30 日まで
- 3 作業地域  
西宮市甲子園三保町



**兵庫県告示第891号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年 8 月 4 日か

ら供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年8月4日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年8月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域						
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考		
県道 中 寺 北 条 線	姫路市香寺町恒屋字下河原4番2から 同 市香寺町恒屋字下河原1番1まで	旧	17.0から 28.0まで	134.0	予定地		
	姫路市香寺町中寺字廻渕216番1から 同 市香寺町土師字筋違道505番20まで		17.0から 25.0まで			548.0	
	姫路市香寺町土師字筋違道505番20から 同 市香寺町土師字東狭間758番まで		15.0から 21.0まで	316.0			予定地
	姫路市香寺町土師字東狭間758番から 同 市香寺町溝口字蔵ノ前1165番3まで		9.0から 35.0まで			1,117.0	
	姫路市香寺町恒屋字下河原4番2から 同 市香寺町溝口字蔵ノ前1165番3まで		5.0から 21.0まで	1,826.0			
	姫路市香寺町中寺字廻渕216番1から 同 市香寺町溝口字蔵ノ前1165番3まで		新			9.0から 35.0まで	1,981.0



**兵庫県告示第892号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨神戸県民局長から報告があった。

平成21年8月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 日 時 平成21年8月26日（水）午後3時から
- 2 場 所 神戸市長田区浪松町3丁目2番5号  
兵庫県西神戸庁舎4階401会議室
- 3 被聴聞者
  - 商号又は名称 株式会社神港実業
  - 代表者氏名 古 倉 輝 子
  - 事務所所在地 神戸市東灘区魚崎中町2-6-22
  - 免 許 番 号 兵庫県知事(4)第9941号
  - 免 許 年 月 日 平成19年3月15日



**兵庫県告示第893号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、次のとおり新住宅市街地開発事業の事業計画の変更を認可した。

平成21年8月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設計画新住宅市街地開発事業  
西神第2地区新住宅市街地開発事業
- 3 事業施行期間

昭和55年12月26日から平成23年3月31日まで

4 変更後の事業地

神戸市西区伊川谷町井吹字苗代、字西山、字小池谷、字小池口、字深谷、字竹谷、字越前、字東室谷、字西室谷、字大戸口、字大戸奥、字登り立及び字花折

同 市同区伊川谷町前開字室谷

同 市同区伊川谷町別府字建山及び字辻ヶ内

同 市同区櫛谷町菅野字城ヶ谷及び字東山

同 市同区櫛谷町谷口字南谷口、字南谷、字南谷奥、字真谷奥、字中山及び字岡ノ谷

同 市同区櫛谷町福谷字助広、字縁谷、字口縁谷、字五ヶ谷及び字三ツ松

同 市同区櫛谷町寺谷字櫛谷

同 市同区櫛谷町友清字奥鎌ヶ谷、字鎌ヶ谷及び字宮下

同 市同区櫛谷町池谷字光松、字山ノ谷、字城ヶ谷、字大谷及び字小谷

同 市同区井吹台東町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目及び7丁目

同 市同区井吹台西町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目及び8丁目

同 市同区井吹台北町1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目



兵庫 県 告 示 第 894 号

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則(昭和37年兵庫県規則第92号)第15条第2項の規定により、次のとおり道路の位置の指定を取り消した。

なお、その関係図書は、平成21年8月4日から東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成21年8月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H21東磨位置 廃0001号	21.7.17	加古郡播磨町古宮字大池ノ下455番1、455番2の一部、455番5、471番1の一部、471番2の一部	4.00 9.00	1,200.40

公 告

兵庫 県 労 働 委 員 会 委 員 に 任 命 し た 者

労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の12第3項の規定により、平成21年8月3日付けで兵庫県労働委員会委員を次のとおり任命した。

平成21年8月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

公益委員

大 内 伸 哉

小 原 健 男

川久保 美智子

滝 澤 功 治

畑 喜 春

正 木 靖 子

米 田 耕 士

労働者委員

大 森 唯 行

栗 山 重 治

白 田 春 雄

高 西 太 郎  
辻 芳 治  
宮 内 博 文  
村 上 昇

使用者委員

熊 谷 昌 之  
佐 野 喜 之  
塚 本 晴 之  
藤 川 泰 延  
前 田 正 則  
村 元 四 郎  
和 田 要



**新住宅市街地開発法第27条第2項に基づく工事完了公告**

新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）に基づき神戸市が施行している西神第2地区新住宅市街地開発事業のうち、次の工区の工事は完了した。

なお、工事が完了した工区を表示した図書は、神戸市役所において縦覧に供する。

平成21年 8月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

工事完了工区

Ⅲ-12-4工区、Ⅲ-13工区



**入札公告**

次のとおり一般競争入札に付す。

平成21年 8月 4日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 大 原 義 弘

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
金めっき成膜装置 一式
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び仕様書等で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
平成21年11月30日（月）
- (4) 納入場所  
兵庫県立大学高度産業科学技術研究所内の指定した場所
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申

込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都3丁目1番2号

兵庫県立大学 高度産業科学技術研究所 担当 宮本

電話 (0791) 58-0249

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成21年8月4日(火)から同月13日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所

平成21年9月11日(金)午後1時

兵庫県立大学 高度産業科学技術研究所1階 会議室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成21年9月10日(木)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の105)の100分の5以上の額の入札保証金を平成21年9月9日(水)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長(以下「事務局長」という。)を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入

札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書及び仕様書等で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

### 収 用 委 員 会 告 示

#### 兵庫県収用委員会告示第7号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成21年 8 月 4 日

兵庫県収用委員会

会長 安 永 正 昭

1 起業者の名称

兵庫県

2 事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業3. 4. 212号伊丹飛行場線

3 裁決手続の開始を決定した年月日

平成21年 7 月21日

4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者			土地に関して権利を有する関係人		
所 在	地 番	地 目	公簿地積	実測地積	収用に係る面積	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の種類	
伊丹市 昆陽 六丁目	64番3	雑種地	8.81㎡	8.95㎡	2.40㎡	福田 利子 (持分6分の3)	伊丹市昆陽3丁目112番地 (ただし、登記簿上の住所 伊丹市昆陽五丁目57番地)	なし	—	—	
						福田 篤子 (持分6分の1)	伊丹市昆陽3丁目112番地 (ただし、登記簿上の住所 伊丹市昆陽四丁目157番地)				
						福田 誓子 (持分6分の1)	伊丹市昆陽3丁目112番地 (ただし、登記簿上の住所 伊丹市昆陽四丁目157番地)				
						福田 健一郎 (持分6分の1)	伊丹市昆陽南1丁目6番41号 (ただし、登記簿上の住所 伊丹市昆陽五丁目57番地)				

実測平面図

土地の所在 伊丹市民陽六丁目  
地番 64番3

座標表

地名	X	座標	Y	座標	Yn*(Xn+1-Xn-1)	距離
④	-135324.577	97663.300	182825.697600		3.19	
⑧	-135322.978	97660.538	281750.652130		2.41	
⑨	-135321.692	97658.490	318073.701930		2.28	
⑩	-135319.721	97657.842	412309.297924		3.81	
⑪	-135317.470	97654.267	111032.901579		1.24	
⑫	-135318.584	97654.811	-144040.846225		0.74	
⑬	-135321.987	97655.459	-332321.526977		4.08	
⑭	-135323.506	97658.190	-445419.004590		2.59	
⑮	-135323.506	97660.287	-279601.401681		2.45	
⑯	-135324.850	97662.344	-104696.370424		0.99	
面積	6.5506330				積面積	13.101266
					地積	6.55

地名	X	座標	Y	座標	Yn*(Xn+1-Xn-1)	距離
①	-135325.862	97666.806	41313.058938		0.34	
②	-135325.537	97666.702	116711.708890		3.36	
③	-135324.667	97663.466	93756.917760		0.18	
④	-135324.577	97663.300	-17872.383900		0.99	
⑤	-135324.850	97662.344	-33107.534616		0.12	
⑥	-135324.916	97662.445	-108405.313950		3.30	
⑦	-135325.960	97665.579	-92391.637734		1.23	
面積	2.4076940				積面積	4.815388
					地積	2.40

引照点の種類及び座標値

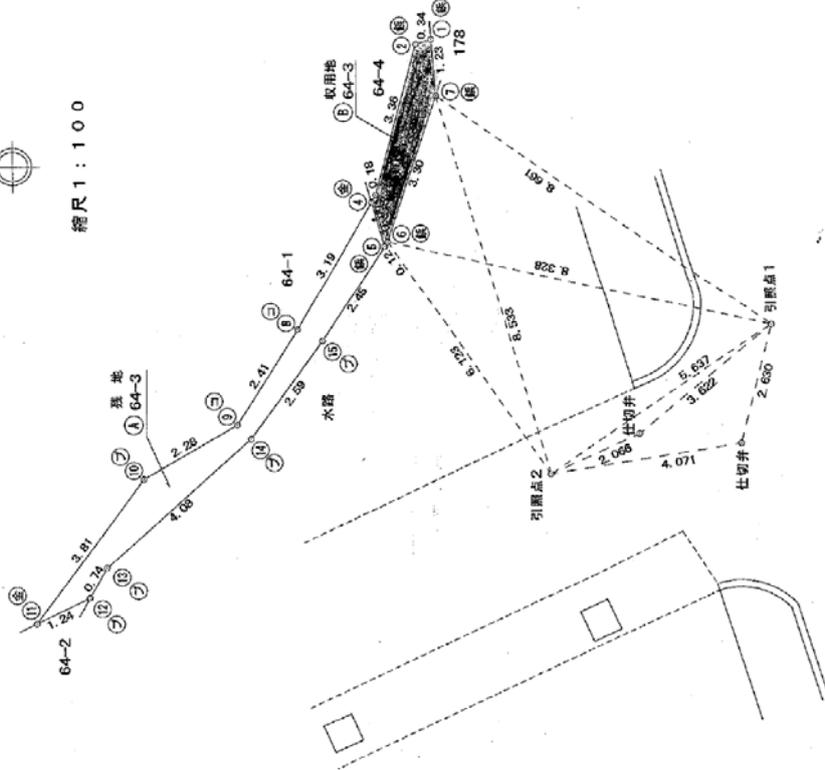
測点	座標の種類	X	Y
引照点1	下木マンホール中心	-135333.032	97660.579
引照点2	下木マンホール中心	-135328.380	97657.396

引照点からの距離一覧表

測点	座標の種類	X	Y	距離
引照点1	④			8.370
引照点2	④			8.882
引照点2	⑤			6.078
引照点2	④			7.023



縮尺 1:100



境界線の種類  
 (○) 土  
 (□) コンクリート  
 (△) プラスチック  
 (◇) 金属プレート

## 公 安 委 員 会 告 示

## 兵庫県公安委員会告示第223号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成21年 8 月 4 日

兵庫県公安委員会

委員長 下 村 俊 子

- 1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級  
交通誘導警備業務 2 級
- 2 実施日時及び場所
  - (1) 実施日時  
平成21年11月 7 日（土）午前 9 時から午後 5 時まで
  - (2) 実施場所  
兵庫県明石市荷山町1649番地の 2  
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 3 受検定員  
30人
- 4 受検資格  
次のいずれかに該当する者
  - (1) 兵庫県内に住所を有する者
  - (2) 兵庫県内の営業所に属している警備員
- 5 検定試験の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 車両等の誘導に関すること。
    - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 車両等の誘導に関すること。
    - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
  - (1) 申請期間  
平成21年 8 月10日（月）から同年10月 9 日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）
  - (2) 申請窓口  
申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）とする。
    - ア 兵庫県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
    - イ 兵庫県内の営業所に属している警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
  - (3) 提出書類
    - ア 検定申請書 1 通
    - イ 次に掲げるいずれかの書面 1 通
      - (イ) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあつては、住所地を疎明する書面
      - (ロ) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面
    - ウ 写真（申請前 6 月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚
  - (4) 申請方法

ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。

7 手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

8 携行品

受検票及び筆記用具

9 受検についての問い合わせ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線 3046

正 誤

○平成21年3月31日付け（兵庫県公報第14号外）

行政組織規則の一部を改正する規則（平成21年兵庫県規則第39号）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
46	下から23	「総務室」に、「神戸市内、尼崎県税事務所、	「総務室」に、「神戸市内の県税事務所」を「神戸県税事務所」に改め、「神戸市内、尼崎県税事務所、